

## 受領証

第 G223-70105224 号

CELEB 様

神奈川県  
川崎市川崎区堀之内町3-12

¥100,000-

但 平成30年北海道胆振東部地震災害義援金として

本受領証（再交付）の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。

（注）この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

上記の通り受領しました。

令和元年9月24日

日本赤十字社

社長 大塚 義治



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3  
TEL 03-3437-7081

## 受領証

第 G223-70105223 号

CELEB 様

神奈川県  
川崎市川崎区堀之内町3-12

¥2,199-

但 平成30年北海道胆振東部地震災害義援金として

本受領証（再交付）の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。

（注）この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

上記の通り受領しました。

令和元年9月24日

日本赤十字社

社長 大塚 義治



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3  
TEL 03-3437-7081